

ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に関する運営規程
特別養護老人ホーム富竹の里和み

第1章 施設の目的及び運営の方針

(施設の目的)

第1条 社会福祉法人光仁会富竹の里が設置経営する特別養護老人ホーム富竹の里和み(以下「施設」という。)は、入居者へのサービスが入居者の意向を尊重して提供されるよう創意工夫することにより、入居者が個人の尊厳を保持しつつ自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。

(施設の運営の方針)

第2条 入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むよう支援する。

2 地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

(従業者の職種、員数)

第3条 従業者の職種、員数は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
- 二 医師 1名以上
- 三 生活相談員 1名以上
- 四 介護職員 10名以上
- 五 看護職員 1名以上
- 六 管理栄養士又は栄養士 1名以上
- 七 機能訓練指導員 1名以上
- 八 介護支援専門員 1名以上
- 九 事務職員 2名

(従業者の職務の内容)

第4条 従業者の職務の内容は次のとおりとする。

- 一 管理者

施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行い必要な指揮命令を

行う。

二 医師

入居者に対して、健康管理及び療養上の指導を行う。

三 生活相談員

入居者の生活相談、処遇の企画や実施等を行う。

四 介護職員

入居者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。

五 看護職員

入居者の健康管理及び保健衛生を行う。

六 管理栄養士又は栄養士

入居者への食事の提供に関する栄養指導、衛生管理を行う。

七 機能訓練指導員

入居者が日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練を行う。

八 介護支援専門員

入居者の施設サービス計画の作成・実施状況の把握、入居者の心身の状況等の把握、入退所援助を行う。

九 事務職員

施設の庶務及び経理事務を行う。

第3章 施設の定員、入居者に対するサービスの内容及び利用料その他の費用の額

(入居定員及びユニットの数、ユニットごとの入居定員)

第5条 入居定員は20名とし、ユニットの数は2ユニット、1ユニットの入居定員は10名とする。

(サービス方針)

第6条 入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援する。

- 2 各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮する。
- 3 入居者のプライバシーの確保に配慮する。
- 4 入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行う。
- 5 従業者は、サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法について、理解しやすいように説明を行う。
- 6 サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急止むを得ない場合を除き、身体拘束を行わない。

- 7 前項の身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- 8 自ら提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(介護)

- 第7条 各ユニットにおいて入居者が相互に社会関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況に応じ、適切な技術をもって行う。
- 2 入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援する。
 - 3 入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供する。ただし、止むを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代える。
 - 4 入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行う。
 - 5 おむつを使用せざるを得ない入居者については、排泄の自立を図りつつ、そのおむつを適切に交換する。
 - 6 褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を防止するための体制を整備する。
 - 7 前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援する。
 - 8 常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させる。
 - 9 入居者に対し、その負担により、施設の従業者以外の者による介護を受けさせない。

(食事)

- 第8条 栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供する。
- 2 入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行う。
 - 3 入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じて出来る限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保する。
 - 4 入居者が相互に社会関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援する。

(健康管理)

- 第9条 施設の医師又は看護職員は、常に入居者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。

(相談援助)

- 第10条 施設は、常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(社会生活上の便宜の供与等)

- 第11条 入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自立的に行うこれらの活動を支援する。
- 2 入居者が日常生活を営む上で必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その同意を得て、代わって行う。
- 3 常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。
- 4 入居者の外出の機会を確保するよう努める。

(機能訓練)

- 第12条 入居者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を実施する。

(利用料及びその他費用の額)

- 第13条 法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、入居者から利用料の一部として、介護サービス費用基準額から当該施設に支払われる介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- 2 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際に入居者から支払いを受ける利用料の額と、介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
- 3 前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受ける。ただし、食費、居住費については、入居者が市町村から、介護保険負担限度額認定証の交付を受けている場合は、認定証に記載された負担限度額とする。
- 一 居住に要する費用（以下「居住費」という。）日額2,500円の支払いを受ける。なお、居住費について見積当時想定していなかった事情により新たな費用が発生したときは当該費用を基礎として居住費の額を変更するものとする。
- 二 食事の提供に要する費用（以下「食費」という。）日額1,810円の支払いを受ける。なお、食費について見積当時想定していなかった事情により新たな費用が発生したときは当該費用を基礎として食費の額を変更するものとする。
- 三 入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- 四 入居者の希望により、事業者が認めるテレビ、電話等をその居室に設置する場合、テレビについては、電気料相当分、月額1,000円の支払を受ける。それ以外の物については、全て入居者の自己負担とする。
- 五 理美容代
- 六 前各号に掲げるもののほか、サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入居者に負担させることが適当と認められるものは、入居者の負担とする。
- 4 前3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について書類を交付して説明を行い、文書によ

って入居者の同意を得る。なお、事業所内等に掲示を行うものとする。

第4章 施設の利用に当たっての注意事項

(外出及び外泊)

第14条 入居者は、外出及び外泊を行う場合には、所定の手続きにより管理者へ届け出る。

(健康保持)

第15条 入居者は、健康に留意するものとし、施設にて実施する健康診断等は、特別な理由がない限り受診する。

(衛生保持)

第16条 入居者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために施設に協力する。

(金銭管理)

第17条 入居者は、金銭管理について自ら管理することが困難な場合は、管理者に申し出、安全な管理手段について協議することとする。

(禁止行為)

第18条 入居者は、施設内で次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- 二 けんか、口論、泥酔などで他の者等に迷惑を及ぼすこと。
- 三 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すこと。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に施設もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

第5章 非常災害対策、事故発生の防止及び発生時の対応並びに緊急時の対応

(非常災害対策等)

第19条 消火設備その他の非常災害に対して必要な設備等を設けるとともに、感染症や非常災害時の業務継続計画等の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、地域住民等と連携した避難等の訓練や研修を実施する。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第20条 従業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じる。

- 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
- 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告さ

れ、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底を図る体制を整備する。

三 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行う。

2 入居者の処遇により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

3 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。

4 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(緊急時の対応)

第21条 サービス提供中に入居者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師、嘱託医又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

第6章 その他施設の運営に関する重要事項

(衛生管理)

第22条 入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行う。

2 感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。

一 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を一月に一回程度、定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図る。

二 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

三 介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修や訓練を定期的実施する。

四 前三号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。

(秘密保持)

第23条 従業者はその業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を正当な理由なく他に漏らさない。

2 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じる。

3 居宅介護支援事業者等に対して、入居者に関する情報を提供する際にはあらかじめ文書により入居者の同意を得る。

(人権の尊重)

第24条 従業者は、社会的使命を十分認識すると共に、入居者に対し常に人権尊重に努め、入居者の立場に立って介護にあたる。

(自己啓発)

第25条 従業者は、常に自己啓発に努め、接遇、介護技術の向上を図り、入居者に安全で安らぎのある安定した生活が送れるように努める。

(苦情処理)

第26条 苦情に対して迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置するなど必要な措置を講じ、苦情の内容等の記録をする。

2 提供したサービスに関して、市町村からの文書その他の物件の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、入居者からの苦情に関する調査に協力するとともに市町村から指導又は助言を受けた場合は、それに従い、必要な改善を行う。また、市町村からの求めがあった場合は改善の内容を市町村に報告する。

3 サービスに関する入居者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導または助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。また、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合は改善の内容を市町村に報告する。

(地域との連携)

第27条 入居者、入居者の家族、地域住民の代表者、市町村の職員又は地域包括支援センターの職員等で構成される運営推進会議を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

2 前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

3 地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図る。

4 提供したサービスに関する入居者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(記録の整備)

第28条 従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備する。

2 入居者に対するサービス提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、個々の利用者につき、契約終了(契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等)により一連のサービス提供が終了した日から2年間(第三号、第五号及び第六号に掲げる記録にあつては、5年間)保存する。

一 施設サービス計画

二 提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 身体的拘束等の態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四 市町村への通知に関する記録

五 苦情の内容等の記録

六 サービスの提供により発生した事故及び事故に際して採った処理の記録

(勤務体制の確保等)

第29条 適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定める。

- 2 従業者によってサービスを提供する。ただし、実習生及びボランティア等の活動により、サービスを提供する場合については、この限りではない。この場合、従業者は安全に配慮する。
- 3 従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を設ける。

(虐待防止のための措置)

第30条 利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合は、状況調査や市町村への相談等を実施する。

(その他)

第31条 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人光仁会富竹の里理事長と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

この規程は、令和8年4月1日から適用する。